

包括連携協定書

学校法人幾徳学園神奈川工科大学（以下、「甲」という。）と地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下、「乙」という。）は、研究開発、人材育成、産業振興等の活動のための組織的な連携に関する協定を以下の通り締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、研究開発、人材育成、産業振興等に関し、組織的な連携のもとに、相互に協力し、神奈川県を中心とした地域の産業並びに我が国及び世界の科学・産業の発展その他に貢献することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携を行うものとする

- ① 共同研究、受託研究その他両者が協力して行う研究の推進
- ② 関連有用情報の収集、交換
- ③ 講演会・学術セミナーの開催
- ④ 人材交流
- ⑤ 科学技術推進のための人材育成に寄与する活動
- ⑥ 神奈川県を中心とする地域の産業に関する活動
- ⑦ その他、本連携の推進にあたって必要な活動

（連携活動の実施）

第3条 本協定に基づき、甲と乙が協議のうえ、実施する。この場合には、必要に応じて覚書等を締結する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれかから文書により改廃等の申し入れがないときは、さらに1年間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲または乙が有効期間の途中において本協定書の解除を申し出た場合は、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、双方に対して文書で通知することにより、通知した日から3ヶ月をもって本協定を解除することができる。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義のある事項について、甲と乙の双方が協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙の双方が署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年 3月22日

(甲) 神奈川県厚木市下荻野1030
学校法人幾徳学園 神奈川工科大学

(署名)

学長 小宮 一三

(乙) 神奈川県海老名市下今泉705-1
地方独立行政法人 神奈川県立産業技術総合研究所

(署名)

理事長 馬来 義弘
